

社会福祉法人高須福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高須福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(役員等の報酬)

第2条 役員等には、次のとおり報酬を支給する。

業務内容	報酬(日額)
理事会、評議員会等会議への出席	5,000 円
上記他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

業務に従事した時間が1日4時間を超える場合は、2,000円を加算することができる。

2 各年度の報酬の総額は、300,000円を超えない範囲で支給できるものとする。

(報酬の支払方法)

第3条 報酬の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 役員等への報酬は、支給対象となる会議等に出席した都度、支給する。
- (2) 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

付則

- 1 この規程は、平成29年6月17日から施行する。
- 2 役員（定款第8条）旅費等に関する規程は、廃止する。